



第5回 世界水フォーラム

地方・地域自治体のための イスタンブール・水コンセンサス

2009年3月にイスタンブールに集まった、世界各地の地方・地域自治体首長および選挙選出された代表者として、私たちは変動する地球環境における水管理戦略をつくり出すための「イスタンブール・水コンセンサス」に参加します。

メキシコで開催された第4回世界水フォーラムでは、2006年3月21日に「地方自治体水宣言」が発表され、水と衛生の問題に対する地方・地域自治体首長の認識と責任を表明し、各国政府に対してより効率的な協力関係を求めました。

この前回の声明を土台にして、私たちは率先して「水格差解消」のための包括的水管理のアプローチ推進を主導し、強まる外圧に対して各都市や地域の復興力を強化し、総体的に持続可能な開発に貢献していく意志を表明します。

パート1 — 地方・地域自治体宣言および行動要求

本コンセンサスで、私たちは以下の点を認識します。

- 良質の水と衛生へのアクセスは、全ての人間の基本的権利であり、生命と生活、住民の健康保護および貧困撲滅のために必須である¹。
- 水は公共財であるため、水道サービスが民間に委託されているかいないかに関わらず、厳密な公共管理の下に置かれるべきである。

¹ 私たちは水に対する権利に関する国連人権委員会のイニシアティブを強く支持します。

- 衛生も水の供給と同じく重要であり、地方・地域・国家政府の政策において十分に考慮する必要がある。
- 水と衛生サービスの供給において、地方レベルの果たす役割が重要になってきている。
- 人口増、経済開発、移民や都市化など地球規模の変動が急速に進み、世界人口の半数以上が都市で暮らしているという現実が、水資源およびインフラストラクチャー、そして市民や企業、産業、機関に対する水と衛生サービスの供給システムに対して、新たな重圧となっている。こうした急速な地球環境の変化が、水供給と衛生に関するミレニアム開発目標(MDG)2の達成に困難を加えている。
- 都市内や周辺のスラムや非公式集落が拡大しており、貧困は次第に都市問題になってきているため、水や衛生設備へのアクセスと土地所有権のリンクについて緊急に取り組むことが求められている。
- 気候の変動は、市民に影響する水循環系の全ての面に影響を与える。水不足は深刻化し、洪水や干ばつ等の大規模災害が増加し、海面が上昇し、気温が上がり、地下水涵養や降雨、流量のパターンに変化が起きる。
- 地方・地域レベルでの水資源管理は、地球規模の変動に適応していくための手段になり得る。
- 水問題の性質や規模、メカニズムには、先進国と発展途上国の状況を比較すると、共通点と相違点がある。インフラストラクチャーの不備や老朽化はどちらにも共通の課題だが、発展途上国では特に財源、処理能力の強化、法的な枠組みの改善が主な懸念である。
- 地方・地域レベルでの水需要に対処し、こうした地球規模の変動に対して緩和・適応策を確保するには、一貫性のある新しい方針が必要である。公平、最適で持続可能な水資源・サービスの管理のために、包括的アプローチ、協調行動、そして行政の各レベルによる責任の分担が求められている。
- 衛生を地方や地域計画全体に組み込み、排水や移動給水、廃水、固形廃棄物等の管理といったセクターとリンクし、場合によっては地方分権型アプローチで実施し、さらに家庭における衛生状態改善のため公衆教育、意識向上キャンペーンでサポートしていく必要がある。
- 地方・地域計画や設計において、水についてもっと配慮する必要がある。
- 公共事業・サービス提供会社・機関は水及び衛生サービスの提供で中心的な役割を果たしているが、供給量改善や運営強化のためのサポートメカニズムが十分でない。

² 国際連合ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals)では「2015年までに安全な飲料水と基本的な衛生施設を継続的に利用できない人口数を半減する」と提案しており、これは地方自治体にとって直接関連のある問題である。

- 良質の水や衛生サービス提供にはコストがかかる。しかし特に最貧困層に対しては費用補償を導入することにより、十分な量や質の水・衛生サービスへの継続的なアクセスが安価かつ公平にできるよう保証しなければならない。
- 都市部と農村地域の水利用は相互に深い関わり合いがあり、地方における持続可能な水管理が農業による食料生産の確保と農村過疎化防止のために重要な役割を果たす。地方自治体は、都市部への食糧供給に重要な役割を果たす農村地域の農業の重要性を意識しなければならない。

さらに、私たちは各国政府および国際機関に対し、地方首長および選挙で選出された代表者としての行動公約を支援するために、以下のことを求めます。

- 社会・健康の目標、雇用、経済活動、文化・娯楽開発、健康的で快適な環境等を支えるためには、水資源は全ての使用者に対して正当かつ公平に配分しなくてはならないという原則に基づき、国家・国際政策における水の安全保障問題の優先度を引き上げる。
- ヨハネスブルグ実施計画(JPOI)およびミレニアム開発目標(MDG)に定められた目標達成のため、特に発展途上国において、水や衛生へのアクセスおよび貧困撲滅のための施策実施の加速化を図る。
- 効果的な能力・手段の移転を通じて、地方・地域自治体が地方・地域内の水供給と衛生管理に必要な法的権限、財源、制度的能力、十分な技能・技術を確保できるよう、対話を確立する。従属性の原則の観点から、地方自治体が全てのステークホルダーと協議して管理モデルを選択できるようにするべきである。
- 水・衛生設備へのアクセス改善および気候の変化などの地球規模の変動への対応のため、特に島嶼国や沿岸国においては、持続可能な水管理に関する政策を国家・超国家レベルで決定、実施する際に、地方・地域自治体を関与させる。気候変動の影響を見こして水、衛生、雨水設備その他の都市インフラストラクチャーを設計する新しいインフラ計画が必要である。
- 全ての人々、特に貧困住民のニーズを満たすための地方の水・衛生インフラストラクチャーや、地球規模の変動への対応のため、地方・地域自治体が資金を充当・増加できるよう図るために、革新的な資金調達メカニズムや規制面での枠組みを作る。
- 債務削減策の実施において、債務と水への投資の交換など、水セクターへの投資を含める。
- 今後の気候や人口の変動など、国家・地域レベルの水循環系および管理システムに影響を与える動向の理解と予測に最大の注意を払い、その知識を地方自治体と共有して、こうした動きが地方レベルでどう影響するか検討できるようにする。
- 流域管理プロセスに地方・地域自治体を関与させるための効果的なメカニズムを確立する。

- 各部門で選択する政策が農村地域や都市部、そして生態系に関わる水文循環に対して与える影響について、より組織的に考える。
- 水・衛生に関する MDG 目標達成に向けた地方・地域自治体の国際協力をサポートし、特に先進国と開発途上国の地方・地域自治体間でのパートナーシップの助成や、できれば水・衛生サービス使用者から徴収した収入の一部を、この目的に充てる。

パート2 地方・地域自治体のコミットメント

効果的な戦略を緊急に確立する必要性は認識したものの、都市や地域でできることは、適切な法的・制度的・財政的枠組み、そして技術的・人的両面での能力が手に入るかどうかにかかっています。しかし、気候変動、人口増、極度の都市化、急速な経済開発などによる圧迫は、政治・社会システムの対応が追いつかない速度で地域の水資源やシステムに影響を与えています。

そのため、世界各地の地方・地域自治体の首長および選挙選出された代表者として、私たちは、自治体を代表して「**istanbul Water Consensus**」に署名することにより、今ある権限や能力を使ってこうした課題に取り組むという明白な政治的意志をここに表明し、水管理の改善に貢献し、地元の政策や方針を水管理の持続可能性向上及び水インフラ開発に向けていくため全力を尽くすことを誓います。

このコミットメントは、水セクターでアクセス改善および有効な適応策を進めるために地方・地域自治体の果たす役割が欠かせないということを国家政府や国際機関が実際に認識し、地方・地域自治体による努力に対して技術面・法制面で道を開き、資金調達を可能にし、施策を効果的なものにするために必要な政治改革を、近い将来始めることを期待して行われるものです。

公約実現のため、私たちの政治的権限を使って、持続可能な水・衛生管理に包括的な参加型アプローチで取り組み、[別紙のガイドライン](#)に基づいて地元都市や地域で以下の取り組みを進めていきます³。

- 地元の水資源および水生生物多様性にどのような内的・外的圧力がかかっているのか**評価**を実施して、その保護における主要な課題を特定
- 中長期的に地方の水資源や利水システムを脅かす地球規模の課題に対応するために**改変**する必要がある地方・地域自治体の政策、戦略、計画の**一覧表**を作成
- **地方・地域レベルの全てのステークホルダーとの対話**を展開して、中心的役割を果たす人々間で**共通ビジョン**を作りだし、水セクターにおける地元での優先事項および行動計画を**確立**

³「ガイドライン」セクションの診断、目標、対策オプション参照。

- 自治体代表としての権限に特定して**イスタンブール水コンセンサス**の公約を反映した**目標及び測定可能な数値ターゲット**を定義し、戦略や施策に対するアカウンタビリティを向上させるための監視・報告の枠組みを確立
- 水・衛生サービスの目に見える改善を達成し、地球規模の変動に直面した地元の水資源やシステムの回復力を向上するための実施行動計画を実施

また、次の 2012 年の世界水フォーラムで、上記の取り組み達成に関して各都市の課題や計画進行状況を報告・共有することを誓います。

別紙：地方・地域行動計画ガイドライン

(各地方の事情に応じて変更のこと)

診断

地方・地域自治体は、それぞれの状況に応じて下記等を含め、地元の水資源や水・衛生サービスに対して最も影響があると思われる課題の評価を行うべきである。

- ステークホルダーの協力により、予想される人口・土地利用の変化や経済動向、またその結果による水資源への需要について評価を実施し、予測される水資源量と比較
- 安全な飲料水や衛生にアクセスできない人口を特定
- 水に関連した健康への脅威の影響を最も受けやすい人口を特定
- 水・衛生インフラストラクチャーに対するニーズを、インフラ再生および適切な財源も含めて調査
- 特定セクターからの圧力など、包括的管理の妨げとなる障害を特定
- 水源から海まで、都市・自治体に影響する水文条件に関する最良の気候予測データを収集
- 気候・地球環境変動予測の主要シナリオの条件下における、都市の水・衛生サービス供給能力を評価
- 水管理に関連したその他の環境関連リスクおよび潜在的メリット、不確実要素を特定
- 汚染及び水関連災害における脆弱性の評価を実施
- 法令的枠組みの評価、強化、導入を実施し、制度的能力を向上
- 社会的、経済的(農業・工業共)、制度的、環境的なニーズを満たすための水の必要性を

ターゲット

地方・地域自治体は、既存の法的権限に従って自主的に、それぞれ地元の状況に応じた具体的で測定可能なターゲットを設定するべきである。

ターゲットの例としては、

- ○○年までに物理的な水損失量を○○%削減
- ○○年までに人的必要性に対する水の供給量を○○%増加
- ○○年までに1人当たりの水供給量を○○%増加
- ○○年までに家庭における1人当たりの水消費量を○○%削減
- ○○年までに水質の国際基準を達成

- ○○年までに下水の回収率○○%、処理率○○%を達成
- 毎年産業排水排出口の○○%を検査
- ○○年までに生態系に必要な水量の確保を図る
- 国(または地域)の GDP に対する水関連災害損害額の比率を、GDP の 5%に削減

対策

上記のようなターゲットを実現するため、以下のような施策を検討する。

- 都市化および地球環境変動による不確定性・可変性に対処し、また農村地域での水供給も考慮した、水、衛生、雨水管理の各種最新テクニック
- 河川流域および海面上昇地域での洪水危険度に地球環境変動が及ぼす影響に対して防止、対抗するため、空間計画に関する対策の採用
- 不確定な未来図を踏まえた柔軟性向上のため、新しい貯水設備、持続可能な地下水採取、水の保全、水の再利用、海水淡水化など水供給源の多様化⁴
- 地方・流域・地域レベルにおける水管理と財源確保についての決定プロセスに市民が参加できるように、規制措置の導入により水ガバナンスを向上
- 持続可能なインフラストラクチャーへの投資
- 都市人口の健康に対する水に関連した悪影響の削減
- 自然環境、特に重要な水生生物生息場所を、都市開発と気候の変化による累積的影響から保護
- 水資源およびそれに依存する生物多様性を守るため、土地利用の規制
- 産業・商業セクターと協力し、事業プロセスおよび製品における水利用効率および再利用の最適化と汚染の規制管理の推進
- 雨水利用や廃水処理水の再利用など、経済的・効率的な水管理対策の優先
- 水関連災害による被害を減らすため、構造的および非構造的リスク管理計画および施策の策定・実施
- 水害対策、排水改善、干ばつ、災害対応の計画策定と実施および、海面上昇への対応準備
- インフラストラクチャーが災害に耐え、環境変化の中で機能できるように、必要に応じてインフラの再設計・リエンジニアリング計画の策定・実施
- 水資源の供給・管理・維持およびリスク削減への女性や青少年の参加
- 水・衛生システムの効率向上や導入範囲の拡大のため、革新的で地元の事情に適応した技術の利用
- 持続可能な水管理および経済発展を保証するため、教育、トレーニング、技術の移転奨励策を実施

⁴ 以下の地方・地域自治体から、流域間導水への言及を控えるよう要請があった。バレンシア自治州自治体 (Generalitat Valenciana)、スペイン・ムルシア地方自治州 (Comunidad Autónoma de la Región de Murcia)、欧州沿岸地域会議地中海委員会 (Inter Mediterranean Committee of the Conference of Peripheral Maritime Regions (CIM-CPMR))。